

橋本市上下水道事業管理規程第 3 号

橋本市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。

令和 7 年 4 月 1 日

橋本市上下水道事業

橋本市長 平木 哲朗

橋本市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

橋本市水道事業給水条例施行規程(平成 18 年橋本市水道事業管理規程第 17 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(料金の用途の変更) 第 18 条 <u>管理者が必要があると認める場合は、水道使用者等は、認定された料金の用途を変更することができる。</u>	(料金の用途の変更) 第 18 条 水道使用者等は、料金の用途を変更することができる。 <u>ただし、浴場営業用及び臨時用については、この限りでない。</u>

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。